

令和4年第13回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年10月4日 (火)

2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室

3. 議 題

- (1) 白井市議会の個人情報の保護に関する条例について
- (2) その他

4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長・

5. 欠席委員 なし

6. 説明のための出席者

総務課長 高山 博 亘

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康 弘
係 長 今井 好 美
主 事 小原 陽 子

会議の経過

開会 午後1時30分

○永井議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さん、こんにちは。

9月議会も決算委員会も終了して、あと最終日を残すという段階に来ておりますが、個人情報保護法につきましては、年度末までに条例をつくるという予定で進めておりますので、今後また議会運営委員会の中で何度か協議していかなければならない部分もあると思いますが、作成が終了するまで、御協力のほどお願いしたいと、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより、令和4年第13回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

今日の進め方といたしまして、資料1でお配りしている9項目について、最初に決めるべきことを決めていきたいと思っております。一つずつ。その後に、また何か全体通してあるようでしたら、そこで協議をしていただくということにいたしますので、資料1の1項目めから入っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、議題1、白井市議会個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

本日も、前回に引き続き、総務課長に御出席をいただいております。よろしくをお願いいたします。

○高山総務課長 お願いします。

○伊藤委員長 それでは、協議を進めます。

最初に、検討事項（1）目的に関し、議長会案でよいかについて協議いたします。

事務局より説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前に、配付させていただいた資料について御説明をさせていただきます。

資料1につきましては、前回の会議にて検討事項とさせていただいた9項目について、議長会の条例案、それから、現在の市の条例、それから、改正法の3者を比較を記載しまして、参考条項などを加えて、考え方について整理をさせていただいたものでございます。

それから、資料2につきましては、検討項目に関する他市の状況を調査してまとめたものになります。調査先については、主に郡内の市になります。

それから、資料3につきましては、次回の議題と考えています、条例の骨子（案）のたたき台をま

とめてみましたので、本日、検討項目の審議の後で御確認いただき、この形式でよければ、検討項目について、本日の結果に基づき加筆修正して、次回へ提案させていただきたいというふうに考えております。

それでは、説明に入ります。資料1及び資料2を御用意ください。主に、資料1により1項目ずつ説明させていただきますが、途中で資料2を使い、他市の状況を補足する形で説明させていただきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

では、資料1の1ページ目になります。

1項目めについては、目的についてでございます。目的につきましては、議長会のほうで各議会に共通する最小限の目的を記載した案が示されており、適宜必要に応じて修正するよう記されております。

では、本件としましては、議長会の案をそのまま採用するのか、変更するかということで考えております。議長会の案については、御覧のとおり、条例の目的を端的に述べております。

また、現行の市条例の目的と比較しますと、言い回しは若干異なりますけれども、趣旨はおおむね同様の内容だというふうに思います。

資料2を御覧ください。

資料2の「(1) 目的の策定」という欄に各市の状況が書いてありますけれども、各市とも議長会の案で進めているということでございます。議長会の案のままでも大きな問題はないと思われましても、どうするかを御審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

1項目め、目的に関し、今、説明があった議長会の案を採用するか、それとも、独自なものを何か付け加えるのか、その辺の御協議をお願いしたいと思います。

御意見のある方、いらっしゃいますか。

平田委員。

○平田委員 目的というのは、大ざっぱに到達するものを表したほうがいいので、あまり目的の中に細かいことをいろいろ入れないほうがいいと思うんですね。それで、議長案で私はいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 市が全面的に改正する個人情報施行条例においては、国の法律に則ったものを手続条例になってしまうので、個人情報保護法施行条例という名前になってしまうのですが、議会の場合は、そこから幸いなことに外れているので、目的をきっちり書き込むことができるという強みがあります。

それで、議長会で示された提案は、ちゃんと個人の権利利益を保護することを目的とする、こういう白井市の施行条例のほうには入れられなくなってしまった文章がちゃんと入れることができると。よって、すごく簡潔だし、私もこれでいいのではないかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、
大丈夫ですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしという声が聞こえましたが、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、1項目めの目的に関しましては、議長会案を採用することに決定させていただきます。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 続きまして、検討項目(2) 現行条例第9条第2項、第3項(個人情報の利用・提供)について、協議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、資料1の2ページをお開きください。

こちらの内容については、主にオンライン結合に関する規定でございます。現行の市条例では、オンライン結合に関わる制約というものを規定しております。ちょうどこの表の真ん中の欄になります。

オンライン結合とは、このページの右下のほうに少しイメージ図を載せていますけれども、業務システムなどにおいて、例えば、外部サーバーに個人情報を蓄積するような場合が該当するというようなことで、どういうものがオンライン結合になるかということのを少しイメージとしてつかんでいただくように図示したものを載せさせていただいております。

執行部に関しましては、国のガイドラインにより、オンライン結合に特別な制限を設けることが禁じられております。

なお、議会については、こうした業務システムは設けておらず、今後も想定しづらいところがございます。

このようなことから、新条例に規定を設けなくても、支障がないのではないかというふうには考えているところでございます。

他市の状況でございますが、資料2を御覧ください。

「(2) オンライン結合に関する規定」でございますが、1市は「未定」としてありますが、その他は「設けない」としてあります。

説明のほうは以上になります。御審議の上、よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

オンライン結合の部分削除するという。削除というより、載せないということですね。まずは、議会の個人情報をこういうふうにするということが今の段階では想定されないということなので、皆さん、いかがでしょうか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 現状では想定しづらいということであれば、設けなくてしょうがないという考え方と整理に基づいて、このとおりでよろしいのではないかと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

岡田委員。

○岡田委員 私も齊藤委員と同じ意見です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私も、基本的に該当するようなものが、過去、今まででも事例としてなかったかどうかを確認して、ないようであれば、これは必要ないとか削除していいと思うんです。

○伊藤委員長 確認するも何も、これ、そのシステムが議会にはないんですか。

局長。

○永井議会事務局長 このオンライン結合に関しましては、市全体で見れば該当する事例はあろうかとは思いますが、殊、議会に関していうならば、該当事例はございませんでした。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 それでは、確認させていただきましたので、削除でいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに、削除ではなくて、残したほうがいいという御意見の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、この項目（２）のオンライン結合についての部分は、条例には載せないということで決定させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

次に、検討項目の（３）公表する場合の個人情報ファイルの本人の数を1,000人以上とすることによって、いかについて、協議いたします。

事務局より説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、資料の3ページでございます。

3項目めにつきましては、公表する個人情報ファイルの本人の数を1,000人以上とするかについてでございます。こちらについては、執行部につきましては、政令で1,000人以上の個人情報ファイルについて、公表義務が課せられることとなります。

3ページの下段のほうになりますけれども、左端の欄ですけれども、カのところ、本市議会においては、条例そのものには人数までは規定せず、別途策定する規程に、その1,000人というのは定める予定で考えております。

次、4ページのほうをお開きください。

そもそも、その個人情報ファイルとは何かということで、個人情報ファイルについての説明をいろいろと記載しております。条例案における定義ですとか、各種のQAから抜粋して掲載しております

けれども、端的に申し上げますと、個人情報をデータベース化したものになります。検索等が容易にできるように、例えば五十音順に並べるなど、体系的にまとめたものが該当することになります。

この体系化したファイルについて、本人の数が1,000人を超えた場合に、執行部は公表義務が課せられておりますが、議会をどうするかというところでございます。

5ページをお開きください。

議長会のQ&Aが中段のほうに抜粋して載せてあります。ここの項番25のところで、1,000人に縛られずに自由に定めてよいかという問いに対しまして、回答としましては、人数については、各議会の判断によるけれども、執行部の個人情報の取扱いと整合を保つためには、1,000人とすることが考えられるとされております。このようなことから、白井市として統一的な対応を取る観点から、1,000人とするか否かを御審議いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

今のこの説明の中で、執行部のほうが個人情報の取扱いを1,000人とするというのは、高山総務課長、これで間違いないですか。それでいいということですか。

○高山総務課長 はい、そのとおりであります。

○伊藤委員長 執行部のほうが1,000人を対象にした個人情報ファイルを作った場合には、公表するというふうになっているのですけれども、人数を議会も合わせるかということなののですけれども。

御意見を頂きたいと思います。

柴田委員。

○柴田委員 質問というか。議会においては、1,000人という単位というのは想定できない状況なんですよ。それでも、この個人情報ファイルの規定をきちんと入れ込まなくてはいけないのかどうか。まず、そもそもそこが不思議なのですから。

今までどおり議員の経歴を示すものとか、共済会に関することとか、そういう今まで決めていた登録事務、個人情報の事務的な登録簿というのは、そのまま作成するというので、それ以上のことというのは想定できないと思うんですよ。そこについては、どうなのでしょう。やっぱりここは入れなくてはいけないのでしょうか。そこはどうでしょう。

○伊藤委員長 今の御意見について、局長、何か。この個人情報ファイルの公表ということは、個人情報ファイルを作った場合に公表するという話ですよ。

○永井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 ですから、作らなければ公表とかこういう問題はないのですけれども、この部分を条例をそっくり抜いてしまっているのか、いけないのかという質疑でよろしいですよ。

○柴田委員 そうですね。

○伊藤委員長 回答できますか、これ。

局長。

○永井議会事務局長 明確な形でのお答えはできかねるところがあるのですが。この5ページの議長

会のQ&Aのところで、これは項番で2番に対して、規律を必ず設けなければならないのかということの問いに対しまして、後段のほうになりますけれども、制度を設けないことも含めて、議会の裁量となりますが、個人情報制度を設けなかった場合、議会における個人情報が保護されないこととなり、執行機関との差異が生じるため、住民の理解が得られるかどうかというようなことが書いてございまして。実際にどこまで影響が出ていくかということが、現状ではすみません、推測がしきれない部分がございますので。今、確かに1,000人を超えるファイルというものはなかなか想定しづらいなとは思いますが、では、それが本当になくて大丈夫かということについては、申し訳ありません、判断しかねます。

○伊藤委員長 今、このファイルのこの条文を載せるか載せないかというのについては、載せておけば問題ないのですけれども、外した場合には、どこで問題が生じてくるか、今、予測が難しいということだと思えますよ。単に載せてあれば、もしできたときには、そういうような対応が取れるけれども、取ってしまってあったときに、今度、個人情報ファイル全然作れないのかという話に、逆にになってしまうと思えますよね。

平田委員。

○平田委員 私は、万が一の歯止めとして、これを入れておくというのはいいと思えますね。せっかく高山課長がいらっしゃっているので、お聞きしたいのですけれども、1,000人、あるいは別の人数を想定して作ってもいいということではあるのですけれども。この1,000人ということの数値は、どういう根拠で1,000人ということによって表されているのかなというところをお聞きできればと思います。分かれば教えてください。

○伊藤委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 結論から言うと、分からないのですが。法律の立てつけは、個人情報保護ファイルを調製して公表する義務がありますので、執行部側はそれに倣って行います。その本人の数については、個人情報保護に関する法律の施行令に書いてありまして、そこで1,000人という数が決められていますので。その1,000人に至った根拠は分かりませんが、今の議論の中で、執行部側とすると、今回、この個人情報ファイルの部分については法定義務なので、このまま行いますけれども。一方で、せっかく議論があった1,000人の数の意味合いが、執行部側としても、どれほどのファイルが出来上がるかというのが、なかなか今のところ、まだ理解できていないところがありまして。これから、もちろん精査をしていくのですけれども、恐らくそれほどファイルはないだろうということがありますので。この3番目の議論にも移ってしまうかもしれませんが、現行条例にあります個人情報の事務取扱の届出が今の条例にありますので。その届出義務については、引き続き、改正後の新規市条例の施行条例のほうに規定をして、その分カバーをしようというふうに考えております。一応、参考までに。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 これに該当する事例は生じないかもしれないけれども、一応、お守りのこのまま入れておいていいんじゃないかと思えます。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 資料2のほうに、この個人情報保護ファイルの人数どうするかというので、a市というところに「1人以上」としているんですよね。これも一つの手かなと思っています。この1,000人以上と規定してしまって、市民に考え問うときに、議会は1,000人以上のファイルなんてないだろうから、公表するつもりがないのかと思われるのではというのがあるので。基本的に全部公開するという意味で、「1人以上」とする手があると思うのと。

あと、今、高山さんがおっしゃったように、これを1,000人以上でそろえるという意味だけのためにそろえるのであれば、資料1の7ページのように、(3)－2ですね。のように、これはつまり、1,000人以下のものでも、今までどおり何か個人情報について書類など作ったときは公表しますという、今までどおり公表するという意味であれば、これをきちんと定めるのであれば、1,000人以上としてもいいかなと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

柴田委員。

○柴田委員 では例えば、1,000人というのが、議会においては全く現実的ではないということで、例えば、100人以上とか、200人以上とか、そういうような単位にする、変えるということも可能なのでしょうか。

○伊藤委員長 その数字については、ここに書いてあるように、条例施行規程のほうで人数を指定しますので。

○柴田委員 それは、施行規程もこちらが決めるのですか。

○伊藤委員長 そうそう。だから、その中で、この施行規程というのは条例改正しなくて、きっと議長の下で全協か何かで決めれば決められる話なんだよね。これ。駄目なんですか。

局長。

○永井議会事務局長 条例を受けての規程の定め方については、また少し研究させていただきたいと思います。

○伊藤委員長 ですから、この中のこの1,000人が、やはり数字がうちの議会に合わないというのであれば、先ほど出た1人、50人、100人とか、いろいろ数字は選び方があると思うのですけれども。その辺を皆さん、どういうふうに考えますか。

柴田委員。

○柴田委員 そもそも議会が保護法から外れているというか、自在に、独自に決めていいということを考えるのであれば、個人情報ファイルみたいに保護法に縛られるようなものを入れる必要はないんですよね。今までどおりの個人情報登録事務の範囲内のものを作り、公表していけばいいということになるのですが。保護法にどのぐらい議会が依拠していかなければいけないのか。そこら辺の感覚がよく分からない。個人情報ファイルというのを本当に入れなくてはいけないのか。法律には定められていないわけですよ。入れなさいとも書いていないわけですよ。それをあえて改正後に合わせるよう

に、合わせよう、合わせようとして持っていく必要があるのかなというの、そもそも疑問なんですよ。ここ、ペンディングにできませんかね。

○伊藤委員長 これ、できれば今日決めてしまわないと。次の議会運営委員会で骨子（案）を確定したいんですね。その骨子（案）をもって、きっとパブコメとかそういったものにだんだん先に進んでいく関係がありまして。できればここで。この個人情報ファイルというファイル自体を今後議会で作るかといったら、きっと作らないんじゃないかなというふうに私は思うのですけれども。今後のことでちょっとあれなんですから。局長、何か。

では、局長。

○永井議会事務局 正直、回答としては、分かりませんというところなのですから。通常、今、定数が21というところで、1,000人って何年分かなと考えてみたときに、なかなか1,000人というのは到達し難い数字かなというふうには思います。回答になっているかどうか、あれなのですから。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 今の回答と、それから先ほどのオンライン結合のことを考えても、可能性が今、考えられないのであれば、規定しないということだと思います。

○伊藤委員長 規定しないということは、この条例にこの部分を載せないという考え方ですか。

○徳本委員 載せなくて問題ないと思います。その次の、先ほども言ったように、7のところ、今までどおりというか、市が定めているのと同じように、個人情報取扱事務については、この改正後の制度より手厚い対応を取っていて、それを入れると。透明性を図るため、「この事務について、目的や帳簿を作成して公表することとするか」と書いてあるのですけれども、これを公表することとすればいいと思います。さっきのオンラインのと同じ感覚。

○伊藤委員長 オンラインについては、もう法律のほうに規定がないということで、外すということなのですから。

平田委員。

○平田委員 これを設けているのと設けていないときの違いというの、さっき委員長が、これがないと、市民から何かというときに困るようなことがあると。その辺の違いをもうちょっと詳しく説明していただけたらありがたいなと思います。

○伊藤委員長 Q&Aに。4ページだけ。

○平田委員 5ページ。

○伊藤委員長 5ページのQ&Aを見ていただきたいと思うのですけれども。そこに、規定に関する参考情報ということで、2のところ。この2の真ん中辺りなのですから、枠の中の。「個人情報の取扱いにおいて執行機関と差が生じることとなるため、こうした点について住民の理解が得られるかどうか等、十分な検討が必要」である。ですから、これを外す場合には、外した場合の影響等を十分考慮してから外さないといけないのではないかということだと思っただけですよ。ここまで検討している時間が今の段階であると言われると、ないというふうに私は思うのですけれども。

では、平田委員。

○平田委員 さっきのオンラインのものは、もともと法的根拠がなくなっているから外していいという、これは法的根拠はあるわけですよ。それで、これが生きていないことによって、住民の方から、どういうことなのって問われることはあり得るということで。これは、さっきのものと一緒には考えられないということで、やはりこれは、私は存在は消さないほうがいいと思っています。

ただ、人数に関しては、1,000人が適当であるのか、100人が適当であるのか、ここは議論して決めたいなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 重複するかもしれませんが、決めないとすると、この今回の条例の要件が整わなくなってしまう。そもそも条文としての効力をなくしてしまう、骨抜きになってしまうというところがございます。

なので、決めるとしたら、先ほど言ったような施行規則あたりでフレキシブルに変えられるという形で、この部分でやった上で、まず全体的には決めるという方向でなければ、多分、ここでもう条例に関しては議論が終わってしまうと思うので、私としては、これは規定をした上でということが望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 5ページのQ&Aのところだと、「制度を設けないことも含めて議会の裁量」とあって。これを設けなかった場合、執行機関との差が生じることについて、住民の理解が得られるかということなので。これに関しては、1,000人以上のデータというのは議会では作られにくいから、少なくともしましたとか、なくしましたという説明ができると思うんですね。

もう一つ、「議会における個人情報保護されないこととなり」とあるのですけれども。それってどういう意味か事務局にお聞きしたいのですよね。これがないと保護されないことになるのですか。ほかの条文のところちゃんと保護の条文ってあるのではないかと考えているのですけれども。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 なかなか一つ一つの条項がどのように影響してくるかということは、申し訳ありません、現状では読み切れない部分がございます。ですので、規定としてあるものにとってやる分には、十分それは保護されているんだよということなのですが。それが項目として抜けていったときに、それで万全かということは、何とも今、答えようがないので。そういった部分では、影響がないかもしれないけれども、影響が出るかもしれない。そういうような状況でお答えさせていただきたいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 では、影響があるかないか分からないということなので。それで個人情報ファイルの規程を入れるのであれば、さっきのように、1人とか、10人とか、ちゃんとこの議会に当てはまるような人数にすればいいと思います。

○伊藤委員長 いろいろ御意見頂きました。この部分については、条例として入れるということで、人数については、これから協議するという事でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、人数について御意見を頂きます。御意見は、今現在は1,000人ということになっておりますけれども。

御意見を頂きたいと思います。

○柴田委員 ちょっと確認したいのですけれども。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 先ほど事務局長から、今、議員定数が21人であることを考えると、1,000人になるのはどれぐらい先だろうとおっしゃったのですけれども。それは、議員だった人をずっと積み重ねた一つのファイルにしていくという、それで1,000人になったら公表するというようなことを意味されたのでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 お答えをします。考え方としては、今おっしゃったとおりです。

ただ、今回の個人情報の制度については、基本的には生存者の方の情報ということでなっておりますので、歴代ということで年数を重ねていくと、やはり抜けていく方もいらっしゃるのです。そういうことを考えると、なかなか1,000というのは、非常に遠い数字かなというふうには考えているところで

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 議員以外での例えば陳情者とか請願者とか、ほかの数字になると、たまにそういうのがあるんですよね。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 今おっしゃられた陳情者とか請願者というのは、確かに頂いたときにはお名前とかがありますので、個人情報にはなるのですけれども、その陳情者だとか請願者だとかもリスト化はしていないので、そういった意味では、個人情報ファイルには当たらないかなというふうには考えています。

以上です。

○伊藤委員長 個人情報とか個人情報ファイルというの、ファイルというのは、検索したらその目的のものが出てくるようなシステム的に作ったものをファイルということでもよろしいんですよね。それを作らない、作ってなければ、この条文は適用にはならないということですので。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 人数については、規定に落とし込むのであれば、今、急いで決めなくてもいいのかなという気がしますけれども、どうですか。

ただ、1,000人はちょっとどうなんだろうというのは、だから、1,000人に決めるのもどうなんだろうというのはあるのですけれども。それとも、それも決めなくてはいけないのですか。

○伊藤委員長 決めていただければ、一番手っ取り早いのは、これ、1人にしておけば一番簡単なのではないでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 1人になった場合は、それこそ8ページの「現在の制度化で、個人情報取扱事務として届け出ているものは下記のとおりです。」という一覧表がありますよね。これも全部対象に、逆になるということになりますか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 今8ページのところの現在の制度で個人情報取扱事務として定めているのがこの6項目になりまして。これは、検索ができるような体系的にまとめたものになっておりまして。基本的には、これがベースになって、先ほどの個人情報ファイルというところと、ひもついてくるのかなというふうには思っています。これが人数が多くなってくれば、個人情報保護ファイルとして。

○柴田委員 公開する。

○永井議会事務局長 公開というふうなイメージで考えていただけると。ですので、現在の議会事務局で扱っている個人情報保護ファイルの保護というのでしょうか、この六つの内容については、リスト化されているというのでしょうか。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 個人情報ファイルを1人にした場合は、全部これ該当するから、個人情報ファイルとして公開するということになるのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 すみません、そのとおりです。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 そして、今作っている8ページのこの表については、既にリスト化されているわけですよ。これも個人情報取扱事務として、今、執行部が作っている名簿や何かと同じで、公表はしているわけですよ。その公表の仕方とかが変わってくるのですか。個人情報ファイルにすると。

○伊藤委員長 高山総務課長。

○柴田委員 どう違って行くわけですか。

○高山総務課長 執行部側の今の検討中の話ですけども。いろいろな公表の仕方があるのですけれども、基本的には、例えばホームページとかそういうところでの公表でいいというふうに、今のところは理解をしております。

それで、あとは議会として、その公開の仕方は一定のルールは恐らくないのでしょから、それを執行部に倣うのか、あるいは、独自でその公表の仕方を決めていただくのかは、検討する事項ではあるかと思えます。

執行部は、一応ホームページを予定しています。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 まず、この規定は設けていると思うんですね。人数に関しては、市の場合は市民全員、あるいは、それまでのこの。あるいは、市外のこともいろいろ考えられると思うんですね。

ところが、議会というのは限られていますから、1,000人というのは、まずあり得ないので、結論から言って100人。それで、例えば全国議長会のひな形があると思うので、そこには第2号があって、そこに規定しないようなことも設けることができるわけですよ。いろいろなことが考えられますから。まずは、この第17条は設けるべきだし、人数に関しては、1人というのはちょっと。それで1人。全部出せというのも、ちょっとあれなので。100人が妥当かなと私は思います。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。今、作っている個人情報取扱事務。国保のこととかいろいろなこと、今も既に公表をしているのですよね。その公表の仕方は、今おっしゃられたのと同じ、ホームページとかで公表されているのですか。

○伊藤委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 現状、ホームページの公表までは行っておりませんが、今の制度は各課ごとに、それぞれの事務がある課は、そこで閲覧ができるような状況にしているということになっております。

個人情報ファイル簿については、作成の義務と公表の義務がありますので。それは一応、ホームページで今、行う予定ですので。その時点では、今回の個人情報取扱事務の届出内容についても、今後、ホームページ等での公表も検討していく必要があると考えております。

○伊藤委員長 ちょっと確認していいですか。私も勘違いしていると困るのだけれども。この個人情報ファイルを公開するのではなくて、個人情報ファイル簿を公開するのではないのですか。

個人情報ファイルというのは、作ったら、作って置いておいて、それを作ったということを、名簿を作って、その名簿を公表しなさいと言っているだけなのでというふうに私は理解しているのですけれども。違う。

○柴田委員 そうですよ。個人情報ファイル簿を使って。

○伊藤委員長 そうですよ。ですから、個人情報ファイルを、その人数を超えたファイルを作った場合には、それをファイル簿に載せて、それを作りましたよというのを公開しなさいということだと思っただい。

というか、このファイル自体を公開するというのではなくて、そういうファイルを作っておりますよというものを、ファイル簿を作った、ファイル簿を公開するということだと思っただい。

そういうことですので、その作ったファイルを、人数を1人にする、一つでも作ればそのファイル簿に載せていかなければいけないということになるということなので、その人数をどうしましょうかということなのですけれども。

徳本委員。

○徳本委員 そう考えると、1人のファイル簿ということは、あり得ないということになるのですけ

れども。だから、個人情報ファイルを作ったら、議会の場合は人数を規定せず、その一覧を公開するというにすればいいんじゃないかなと思います。特に人数は設けず、作ったら、こういうものがあると公開する。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 要するに、一人一人にこういうファイルがあつて、これを幾つ束ねて体系化してまとめるかというので、一つのファイル簿ができるということですよね。その中身に何人分のこれを入れるかということでいいんですよね。今、委員長がおっしゃった理解は。

○伊藤委員長 ファイルを作るのと個人情報を管理しているというのは別だと私は理解していますけれども。

○柴田委員 そのものの公開じゃない。

○伊藤委員長 そのものを公開するのではなくて、そういう例えば今、平田さんが言ったように、こう、作ったよ。それが、作った人数が規定している人数より超えている場合には、それをファイル簿に載せて、そのファイル簿は公開しなければいけないよという話だと思うんですよ。

○平田委員 そうすると、ファイル簿を公開している。けれども、一人一人の個人情報が、そこを開けたら全部見られるということではないという。

○伊藤委員長 違います。

○平田委員 違うんですね。そこの違いがよく分かりました。ありがとうございます。

○伊藤委員長 その作ってあるという表題を載せたものが公開されるというだけで。

○平田委員 はい。

○伊藤委員長 そういうことですね。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今ようやくというか、頭がすっきりして分かりましたので。だからこれは、作る、載せる。何人というのは、この場ではなくていいのであれば、その人数は飛ばして作るということだけ決めては駄目でしょうか。

○委員 それは、今、決まったような気がするけれども。

○齊藤委員 進む。このまま作るということで、進んだらどうでしょうか。

○伊藤委員長 この人数は、じゃあ、いつ決めますか。骨子（案）をつくるときに、この人数入っていなくても問題ないですか。局長。

局長。

○永井議会事務局 制度設計として、こういうことでやっていきますという中では、やはり何人以上というふうな、特に1,000人ではないということであるならば、少しその考え方は、オープンにしておいたほうがいいかなと思います。

○伊藤委員長 人数が決まっていなくて、それで骨子（案）はできていても、今度はパブコメとかにかけていく場合に、人数が入っていない、人数の考え方が入っていないものでは、やはりまずいということだと。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 先ほど、1,000人にした根拠というのがよく分からないということがあったので、それを思えば、私たちが100人にしようが200人にしようが、根拠はないということによろしいですか。

○伊藤委員長 それは問題ないと思います。

平田委員。

○平田委員 これを存在させるといったときに、例えば、事務局が何人で束ねていいか、人数決めていないと束ねようがないということですよ。だから、2人でも作って、市民からしたら、2人いるのに作っていないのかと言われる可能性もあるし、300人になったら作るのかと。いつの時点で事務局がそれを一つに落とし込むかということを考えると、数は決めていてあげたほうがいいような気がするんですけども。

○伊藤委員長 作らなければいけないというものではないと思うんですよ。ファイルというのは、
齊藤副委員長。

○齊藤委員 結局、この個人情報をこの8ページですか、あるような住所とか氏名とか。その辺の個人情報を公開するわけではないわけですので、何人にしようが関係ないというか。どうなんですか。市民の方が知りたいというのは、ファイル簿を作ったか作らないかを知りたいのではなくて、そういうような議員の経歴であるとか、資産であるとかということを知りたいのではないかなと思えば。どうなんですか。これ、人数って、そんなに関係あるんですか。その辺が分からないのですけれども。

○伊藤委員長 ファイルを作ったときに、こういうファイルを作りましたよというのをファイル簿のほうで公開をするんですね。ということは、このファイルを公開する人数を超えたものを作るか、超えていないのがあるのかという、その辺の違いがあると思うんですよ。ちょっと説明がうまくいっていないのだけれども。

徳本委員。

○徳本委員 だから、私たちが議会として作る個人情報ファイルをもし作るとしたら、別に全部その存在、どんなファイルがあるかを公開してもいいと思ったら、1人にすればいいんです。それを1,000人とかにしちゃうと、でっかいファイルを作らない限りは、そのファイルがある存在も知らせませんという話になるんですよ。

この国とか市の場合は、大人数のやつは公開しましょうと。二、三人のファイルまで存在を知らせなくていいでしょうということで、多分1,000とかにしているのだと。公開しなくていいものを定めたのが1,000人なので。全部公開する気があるなら、1人にすればいい。もしくは、さっき言ったように、作ったら公開しますってすれば、別に人数の定めは要らないということになると思います。

さっきおっしゃったように、1,000人にした理由が分からないから、私たちにも理由が要らないかという話ではない。国の意図を私たちがまだ読めていないというだけで、必ず意図があります。だから、1人にしたらいいんじゃないですかと思うのですけれども。そんなにもめることではない。私たちの情報は、どうせファイルとして公開しなくても全部出ているのですから、1人にすれば終わる。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○斉藤委員 だから、私たちの情報はもう既に公開されていることなので。これは、条例として定めないといけないファイル簿を何人以上になったら公表するということの取決めだけで。今、市民の方は、知りたいと思う私たちの情報は知り得ているので。どうなんですかね。その辺が、そこまでもめないといけないのかどうか、ちょっと分からないのですけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

岡田委員。

○岡田委員 私は、1,000人という数はあり得ないというのであれば、先ほど議長がおっしゃった100という数で取りあえず出しておいたらどうかなと思うのですけれども。

○伊藤委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 いろいろな御意見あるんだなと改めて実感しました。我々も1,000人というのが、政令で決まっていますので、それで行っていきますけれども。今回の個人情報ファイルも、個人情報の事務取扱の届出についても、何でそれが必要かということは、この先にある自己情報開示請求。自分の情報開示を求める、間違っていれば訂正を求めるということが権利としてありますので。それがどんな、自分の個人情報がどういうところにあるのかというのを公表するというのが目的ですので。簡単に言ってしまうと、8ページにあるこの個人情報の取扱事務がありますので。基本的に議会の持っている個人情報というのは、こういった事務のこういう項目ですよというのが明らかにされていますので。個人情報の執行部に比べての少なさからすれば、これで十分なところはあるとは思いますが。

ただ、今まで御議論のあった、なるべく法律の趣旨にのっとってということの考えを尊重するのであれば、今後ファイルの規定は置いて、あと、その数については、施行規程で議長が定めるということで。条例事項ではないということですので、来年の4月施行までの間に、議会でまた決定していくということも一つの方法ではないかなと思います。

○伊藤委員長 ニーズについて今、御説明いただいて。規程のほうで設けるので、条例施行になるまでに考えればいいのかという御意見頂いたのですけれども、これで問題ないですか、局長。

局長。

○徳本委員 入れたほうが良いって言っていた。

○永井議会事務局長 今回、議会がつくる条例の意図というか、どういうふうにつくっていくんだということを明らかにする中では、やはりあったほうがいいのかなどと思うのですけれども。例えば、突き詰めて考えたときには、確かにルールとしては、もちろんその人数は、条例そのものに入ってくるものではないので。ですが、後から決めるということでも成立はします。それでもできなくはない。姿勢を示すという意味では、あったほうがいいのかというふうには個人的には思ったりはしますけれども。なかなかそこが議論が煮詰まらないようでしたら、改めてということでもやむを得ないのかなと。

○徳本委員 後回しにしても、しょうがないと思うのですが。

○伊藤委員長 漠然とこれ、最初の1,000人という数字があまりにも大きいのではないかと。議員が21

人定数であって。これが20年で。それでも足りないの。そういうことで、この1,000というのが大きいかどうかという点。

また、人数を決めないということであっても、これ、個人情報ファイルを作成した場合の話なので。個人情報ファイルがこの先、議会で作られるかどうかというのは、問題にも。この先、議会の個人情報ファイルが作成されるのかどうかというの。今までそういったものに近いものというのは、作成されたことあるんですかね、局長。議会の。

○永井議会事務局長 イメージとして近いのが、8ページの個人情報取扱事務として届け出ているこの6項目というのが、その状況に近いのかなというふうには思っています。

○伊藤委員長 確認ですけれども、この8ページにあるこの情報を、これ1人分というふうにして、これが例えば100なら、100人分そろった場合に、ファイルというふうな公開する簿に載せるものになるというふうには考えればいいのかということですか。

局長。

○永井議会事務局長 イメージとしては、そういう形になります。例えば、議員年金事務ということで、議員さんとその退職者の方の、右欄に書いてあるようなものを情報として取り扱っているのですが、これが例えば100人分たまったら、例えば100人というので公開ということであれば、そういうことになっていくのかなというふうには思っています。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 100人という数が、さっき精査をされている方に限ってということはあるので。4期で21人で、それが100人って、それも考えづらいかなという感じがしてしまうのですけれども。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 今、もう公開しているわけですよね、その8ページにあるようなもの。その公開の仕方というのは、ファイル簿みたいに目録だけ公開するような感じなのですか。

○伊藤委員長 中身については、個人情報の請求があった場合でも、黒塗りで出る部分じゃないのかな。

局長。

○柴田委員 どういうところに今、公表しているんだって言ったのですか。

○永井議会事務局長 公表している部分については、こういった事務で、誰を対象に、どういう個人情報を扱っているかという台帳でしょうか。今、そのサンプル、ここにあるのですけれども。後でお返ししますが、こういったものを整えて、こういった個人情報を取り扱っていますよということ。

○柴田委員 公開している。

○永井議会事務局長 分かるようにまとめているということで、ここに書いてある中身は、公表しておりません。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 そうすると、その取扱いとしては、まさにこの個人情報ファイル簿と全く同じ感じにな

りますよね。だから、今やっている公表の仕方は、そのまま個人情報ファイル簿としてシフトも可能なんじゃないですか。どうなんだろう。全く違いが分からない。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 今回、審議する中で、(3)番と、この後の7ページの(3)－2と一緒に議論すればよかったかなと今、思っているのですけれども。

この資料の立てつけとしては、改正後の個人情報の制度が、個人情報ファイル簿、1,000人以上を公開だという前提に成り立っております。そうすると、当然のことながら、議会においては、なかなかそこに載せていくものがほぼないだろうということ。

そうすると、何をやっているのかが周りに見えにくいということから、現在の制度でそのまま取り扱っております個人情報取扱事務、公表しているのは台帳ということになりますけれども、この制度を残してはどうかという。それを補完する形で、この制度を残してはどうかということで、(3)－2のほうは資料として用意させていただいたのですが。

説明として、(3)のほうを先にやって、(3)－2のほうは説明しておりませんでしたので、少し混乱が生じたかなというふうには思っております。反省しているところではございます。

○伊藤委員長 いいですか。この資料の4ページの、まず、この「個人情報ファイルとは」というところを確認していただいて。

個人情報ファイルとは、電算機やパソコン等を用いて検索できるような体系的にしたものを個人情報ファイルというふうに規定していますので。その(3)－2の8ページにある皆さんの議員の個人情報を電算でファイル化して検索等をできるように作ってあるものができたときに、ファイルになるので。ただ、個人のデータをこういうふう持っているものは、個人情報であって、個人情報ファイルではないんですね。

○柴田委員 でも、今、検索できるって言ってましたっけ。

○伊藤委員長 検索できるように今、作ったんです。

○永井議会事務局長 この六つの事務については、

○伊藤委員長 検索できるようになって。

○永井議会事務局長 8ページのこの六つの事務については、そういう形にしております。

○伊藤委員長 それだけなんですね。

○柴田委員 一応、検索できるようにしてあるんですよね。

○伊藤委員長 だから、それが何人分をたまったときに、できたときに簿に載せるかという話なんですね。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 そもそも、この個人情報ファイルを市民の方だったり活用する、使うというのは、どういうことが想定されるとき使うのですか。

○伊藤委員長 ないでしょう。

○齊藤委員 例えば、市議会の議員の年齢は、この何百人の中で平均何歳ぐらいとか、男性・女性は

どっちの比率が多いとか、そういうことを調べようとするときに、このファイルを何か活用するのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 これは、先ほど総務課長のほうから説明ありましたが、議会事務局の例でいう意味では、恐らく、ほぼほぼ議員さんになると思うのですけれども。議員さん個人が、自分の情報がどう扱われているかということの開示請求だったりとか、そういうことをするときの手がかりというのでしょうか。そして、御活用いただくということで。一般の市民の方が当然、それに基づいて開示請求をすると、自己情報ではなくて情報公開ということになりますから、恐らく黒塗りでの提出になるということですので。現状の中では、ほぼ議員さんが、自分の個人情報でどういうふうなところに、どういうふうなところで取り扱われているのかなということを知る材料といえましょうか。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今の御説明では、議員が自分の情報がどう取り扱われているかというのを確認するためであって、この条例がここに盛り込まれないと、今、それができないということですか。今でもできるということですか。どっちなんですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 これは、最終的な条例はどのような形になるかになるのですけれども、もしこれを、個人情報ファイルのところを定めていて、例えば、今回7ページの(3)－2で提案し、審議いただくのですけれども、この制度を仮に設けないとすると、全くそういうものがつくられないという形になりますので、そういう手がかりは存在しなくなります。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 ということは、今、自分が、議会事務局が持っている自分の情報をどんなふうになっているのかというのを確認できないということですか。今現在は、

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 今現在は、この資料1でいうと、7ページの個人情報取扱事務というもの、現行制度はこの制度で進めていますので、今はできますが、これがいずれ廃止になりまして、そうすると、もうそういう手だてがなくなるということになります。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 もしこれが、仮に1,000人って、執行部と同じような形になったときには、どうなるんですか。自分のこと、開示できないんですか。

○伊藤委員長 開示。

局長。

○永井議会事務局長 開示自体は、このファイル簿があろうがなかろうが、できなくはないのですけれども、どういったところで、どういう事務で取り扱っているかということは、なかなか探る手がかりが、少しなくなるか。

○斉藤委員 なくなってほしくないです。

○伊藤委員長 これ、1,000人以上にしてあると、議会として、そんなに人数、一般市民だとか扱うわけじゃない、議員のを扱うので、これは1,000人って書いてあると、公開する気ないんだ、そういうのをやる気ないのかなというふうに見た人は見るのかもしれないのですけれども。その辺のことで、人数的にどうなのかなということでもいいのかな。

局長。

○永井議会事務局長 少し補足させていただきますと、繰り返しになる部分もあるのですが、今回、個人情報ファイル簿に関しては、何人以上だとか、その公表対象かということで今、議論いただいているのですが。

すみません、7ページを御覧いただきたいと思って。

先ほど来、探させていただいております現行制度としての個人情報取扱事務で、さっき見ていただいたものもあるのですけれども、これを作っております。これと個人情報ファイル簿の違いというのが、7ページの中段から右側に、比較表として載せさせていただいております。

この単位については、個人情報ファイル、新しい制度については、作成はファイル単位となっておりますけれども、現行の制度では、事務単位となっております。その人数については、新しい制度のほうは、1,000人以上の個人情報が含まれる場合は公表していくということなのですが、取扱事務に関しては、人数にかかわらず義務づけということになっております。

ということで、現在はこの左側の制度で取り扱っております、ここでも7ページでの提案については、今のこの制度を残しませんかということの御提案でございます。

ということでございますので、人数にかかわらず、そういう形で検索できるような形でのしつらえをしているものについては、個人情報ファイルのほうの規定には書かれなくてもということで対応して公表していかれるということで、不足分を担保していくというような形でできたらなという形で提案のほうはさせていただいたところです。

ただ、ここの説明の前に、(3)番のほうで議論に入ってしまった関係で少し分かりづらくなってしまったかなということで、説明の仕方としては反省しているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、今、局長のほうから、先ほど徳本委員がおっしゃっていたようなものは、この取扱事務のほうで規定すれば、全部網羅するという。ファイルとはまた別という考え方で御理解いただきたいと思うのですけれども。

徳本委員。

○徳本委員 私は、なぜこれを一緒にやらないのかなと思って。さっきの発言で、そう言ったんです。だから、後でちゃんと全部公開するようにしてあるから、1,000人にしたっていいけれども、それにしても1,000人の理由というのをつけられないし、どうせ全部公開するのだから、その1,000人のほうも1人ってやったらいいんじゃないかって考えです。

生きている人ということで考えると、100人でも帳簿に載らないのではないかとと思うので、規制するとしたら、1人か、10人とか。10人以下に議員がなるってあまり考えづらいと思うと、1人か10人と

かということになるのかなと思っていて。ちょっと確認したいのですけれども。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 この個人情報取扱事務のファイル、登録台帳と、個人情報ファイル簿と、また違う、二度手間になるということなんですか。個人情報ファイル簿を作ると。それとも、全く同じものをシフトできるんですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 恐らく、何らかの差し替え内容、変更が必要になると思います。

○柴田委員 それは。高山課長が。

○伊藤委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 執行部側の考え方でお話ししますと、今回、法律の中で、保護制度自身は国ではなくて地方主導で始まっていますので、事務取扱の届出というのは、条例事項としてほとんどの自治体が持っています。その制度があるので、今回、法律が新たに改正されて、個人情報ファイルを作るに当たっては、この個人情報ファイルと別の扱いをした台帳を作ったり、公表をすることを妨げませんというのを法律に明記してあります。

というのは、今まで地方公共団体でやっていた事務は、そのまま続けていいですよというところを規定しているので、今現在行われているパブリックコメントで、いろいろ市の情報が今入ってきていますけれども、一部の自治体では、個人情報ファイルと個人情報事務取扱の届出、これが重複するので、今までやっていた届出については廃止しますと決めている市もあります。なので、先ほど来、申し上げている個人情報ファイルは、もう法定なので、義務なので、これはやらざるを得ないのですけれども。それを重複として考えている市も、中にはあるというところがございます。

ちなみに、白井市は、そこは先ほど来申し上げている個人情報ファイルが1,000人というのは、なかなか大きい規模なので、それほど存在しないだろうというふうに踏んでいますから、今回は、今ある個人情報取扱事務の届出は、今までどおりの運用で続けようという提案をして、審査会のほうでも了承を頂いております。

以上です。

○伊藤委員長 時間が1時間たちましたので、少しだけ休憩したいと思います。

5分休憩いたします。41分ぐらいから始めます。

-休憩 午後2時35分 再開 午後2時42分-

○伊藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

大分議論も煮詰まりまして、個人情報ファイルについて、今、現況で書かれているのは、1,000人以上ということで書かれている。これがやはり議会の人数とはかけ離れた数字ではないかという御意見が多数だと思うのですが。これで、では何人にすればいいのかという御意見。

これは、いつまで議論していても、きっと。

徳本委員。

○徳本委員 何度も意見は言っていますから、皆さんが意見を言ってくればいいんだと思いますよ。もめているって言いつつ、具体的な数字を言っていない方もいらっしゃるので、みんなが考えを言ってくれば、決まるのに近づくのではないですか。

○伊藤委員長 では、徳本委員は1人というお考えでいいんですか。

○徳本委員 はい。1人か10人。

○伊藤委員長 では、斉藤副委員長のほうから思いつく数字を言っていてください。

○斉藤委員 皆さんが何の根拠もなく、その数字を出すということ自体に、ちょっと私は違和感があるのですけれども。そうであれば、この事務取扱を今までどおり、何人であってもこれをきちっと残すということであれば、私は執行部と同等に1,000人というふうな形で。根拠が分からないので。思います。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 1,000でも100でも多過ぎるので、確実にこの数字というのはないのですけれども、せめて定数以下でしょうねというぐらいの感覚ではあります。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 休憩中に質問して、なるほどと思ったのですけれども。私たち、4年間、21人でやっているじゃないですか。それで、それをまた来期も出て、ダブって新しい議員さんが3人しか入らなかったら、人数としては、一人一人のファイルはずっと残るそうなので、結局、24名にしかならないそうなんです。

それで、遡って何年前からかやっていると、1,000とかいう数字は現実味がなさ過ぎるし、100でも多過ぎるのかなと思うので。これまでの歴代の議員さんのことを入れても、50いくかいかないかぐらいかななんて思っているんです。

取りあえず、50以下でリアリティーのある数字を入れてもいいのかなと思います。じゃないと、絵に描いた餅で、何のためにこれを入れているのみみたいな。1,000なんて入れていると、それこそ斉藤さんがおっしゃるように、どうせやらないんでしょというふうにしかならないんですよ。

これは、要するに、目録というか目次的なものなので、内容がこれでどうのこうのということにはならないので。作れる数を入れてもいいと思うので、30から40から50ぐらいの間がいいかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 僕は、さっき100と言いました。

○伊藤委員長 では、和田委員。

○和田委員 100。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私は、50人でいいと思っています。

○伊藤委員長 柴田委員は、今まで人数言いましたっけ。

○柴田委員 言っていない。

○伊藤委員長 では、柴田委員。

○柴田委員 100でも多い。今、一番多くて80ということだったので、50ぐらいかなと思いました。

○伊藤委員長 全体的に聞いて、100と定数前後という、いろいろな意見出てきたのですけれども。50で取りあえずやってみますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それで、また不都合があれば、これは変えることは可能ですので。

○柴田委員 規程ですからね。

○伊藤委員長 規程ですので。50で御理解いただけますでしょうか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 ということは、50人のデータがそろったら、こういうファイルを作りましたよということ公開するということでもいいですね。

○伊藤委員長 ファイルが出来上がった場合に、簿にそのファイル名を書いて公開するということがよろしいですね。

○齊藤委員 はい。承知しました。

○伊藤委員長 それでは、50という数字を入れるということで決定させてもらってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、50ということで決定いたします。

それでは、次に。

○柴田委員 3ページのところで、まだあるのですけれども。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 17条の条文を読みますと、「議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。」とあります。これ、ずっと勘定していくと、議長という言葉が86回出てくるんですね。そのひな形には。

「議長が定める事項」というのも、議長の中が、議長が定める事項を「こうしなくちゃいけない」という書き方で、重複というか議長が全部決めるように読み取れなくはないので。「議長が定める事項」というのは、全部規程なんですね。

例えば、この「議長が定める事項」の17条であれば、規程（案）、皆さんもらっていますよね。あの中の規定の8条とか。全部、規程に符合するふうに出ているので。

それとあと、改正個人情報保護法に倣ってこのひな形はできていますが、そこも該当部分読むと、政令等に定めるというふうな書き方をされていて、「行政機関の長が」とは書いていないんですね。

なので、ここは、今日は17条を決めるので、そこだけでも検討したほうがいいかなと思うのですけれども。議長が自分で定めた事項を記載した帳簿を作らなくてはいけないというのも、表現としても

しっくりこない。「議長は、規程に定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。」というふうに変えたらどうかなと思います。

それから、同じページのカのところで、「本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル」。これ、今、決めた50になるわけですけども、これも、規程の中に入っていることなんですね。

右側の「改正後個人情報保護法」というところを見ていただいても、「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」とあります。こういうふうに政令というふうに書いてあるところは、みんな規程が該当するんです。規程の条文も特定できるようになっています。

なので、ここについても、「議長が定める」というふうに書いてある部分は、基本、「規程で定める」というふうに変えたほうがいいなと思って読んでいます。いかがでしょうか。

○伊藤委員長 皆さんのところにデータで行っている資料の3のところを見ていただくと。これ、いつ配ったやつだろう。この「議長は」というところに黄色いラインが入ったの。皆さんのところに配られていないですかね。「議長が定める」って、「議長が定めるもの」って。

○柴田委員 黄色というのが分からなくて、もらったのが、その前にできたやつ。でも、全部該当は分かる。

○伊藤委員長 そこに、全部のあるのですけれども。

○柴田委員 でも、今日はそこを全部決めることはないのだけれども。

○伊藤委員長 文言の整理の話ですよ。その辺は、局長、どういうふうな考え方ですか。大丈夫ですか。

局長。

○永井議会事務局長 御提案ありがとうございます。今回、議長会が出してきた案については、「議会」と「議長」の使い分けというところについては、権限の行使の主体や、具体的な義務の対象という、そういうことは行政機関の長として行うということで、そういうものは「議長」。その他のものについては、行政機関ということなので「議会」という、そういう使い分けをしているということでございます。それが、いいとか悪いとかいうことではなくて、そういうしつらえになっております。

それを例えば議長が定めるというような、それは突き詰めれば、規程ということになるのですけれども、そこをダイレクトに規程という置き方ができるかどうかというところは、少し研究させていただいて、今、単純に置き換えられますよということは、はっきり自分では分からないので。例規担当などと相談させていただきながら、そこは整えさせていただけたらなというふうには思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 だから、この文言については、まだ今日決めなくても。いっぱいあります。87か所あったので。そのうちの18か所が規程に置き換えられるなど。残りはいっぱい、議長が決める、議長が何とかしなければいけないというふうに、いっぱいあったんですよ。もちろん、それは議長に委ねなければいけないことだけれども。規程に置き換えられるのが18か所ぐらいあったので。それは全体のことなので。そこは今日決めなくてもいいと思うのですけれども。どうでしょう。

○伊藤委員長 煩雑なんですね。

平田委員。

○平田委員 文言の整理というのは、今、答えられないとおっしゃっていますし、ちゃんと調べていただいてからということで、先に進んでいただけませんかでしょうか。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 取りあえず、このページ、今日、検討しなくてはいけないことについても該当があったので、問題提起をさせていただきました。

○平田委員 ただ、答えが出ないので。

○柴田委員 答えが出ないという答えだったので、それで、後でいいじゃないですかと言いました。

○伊藤委員長 局長。

○平田委員 先に進んでくださいと言いました。

○永井議会事務局長 今回の部分につきましては、最終的に条文化するときの技術的なお話になってきますので。今回、取り急ぎ決めていただきたいのが、その方向性というのでしょうか、方針の部分になりますので、いわゆる骨子（案）の部分には、具体的な条文は出てきませんので、そこは議長なのか規程なのかというのは、少し結論は先でも、そこはフォローがきく部分になりますので、そこは宿題にさせていただいて、先に進んでいただければというふうに思います。

○伊藤委員長 よろしいですか。

この「議長及び議長が定めるところ」という部分については、いろいろあるみたいなので、その辺の文言のことについては、今後。

○柴田委員 研究していただければ。

○伊藤委員長 事務局のほうで精査していただくということで。

○永井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に進ませていただきます。

それでは、次の（３）－２になるのですかね。次の検討項目、（３）－２ 個人情報ファイルに加え、現行作成している「個人情報を取り扱う事務」について、利用目的や対象者等を記載した帳簿を作成・公表することについて定めるかについて、協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○永井議会事務局長 前の項目で大分中身に入り込んでいるので、少し重複する部分があるのですが、一応、御説明をさせていただきますと、先ほど個人情報ファイル簿ということで、新制度では、本人の数が1,000人以上の場合については、公表義務があるということなのですが、それ以下のものについては、逆に言うと公表義務がないということで、市民等から見えにくくなるということが懸念されます。

現行の市の制度においては、先ほど来、話が出ておりますけれども、個人情報ファイルに似た、個人情報取扱事務台帳ということになりますけれども、そういう制度がございます。

7ページの中段、破線で囲った枠の中なのですけれども、現行の制度ということで、個人情報取扱

事務ということで、どういうものかというのは少し書かせていただいております。執行機関は、個人情報を取り扱う事務であって当該個人を検索し得る状態で個人情報を取り扱うもの、これが個人情報取扱事務を開始したときは、市長へ届ける必要がある。

それから、届け出については、審査会への報告義務があると。

それから、この取扱事務について、届出事項を記載した資料を作成して、一般、すみません、これ、誤字です。一般の閲覧に供する義務ありというようなことで定められています。

先ほどちょっと説明いたしましたけれども、右に個人情報ファイルと現行の制度の差を示してございます。

7ページの上段のほうに戻っていただきたいのですが、先ほど総務課長のほうから話ありましたけれども、この三つの情報案比較表の改正法のところで、5項として、「地方公共団体のまたは、条例で定められるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」ということがございまして、今までやっているものを並行してやっても構いませんよという、これはそういうような意味合いになります。

それから、8ページになりますけれども、議長会のほうのQ&A中段になりますけれども、こちらでも、そういったものを置いても構いませんよというようなことが記されております。

先ほど、執行部のほうの対応について説明がありましたけれども、やはり現行の制度を残していくというようなことで進められているというふうに聞いておりますし、そのように説明がございました。

議会においても、透明性を確保するために、個人情報取扱事務について、現行制度をそのまま残した形で、必要に応じて公表していくという形に移行していくということについて、どうするかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 説明が終わりました。

先ほどから、こっちの部分についても、いろいろ一緒に協議しておりますので、この個人情報取扱事務についてを規定するかしないかということなのですから、御意見を頂きたいと思っております。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 これまでどおり、規定することとしたほうがいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 抜いたほうがいいのかという御意見の方、いらっしゃいますか。

いらっしゃらない。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ということで、この個人情報を取り扱う事務については、現状どおり残すという、規定するということが決定いたします。

それでは、次に移らせていただきます。

検討項目（4）現制度に合わせて、開示決定等（開示決定、訂正決定等）の期限を短縮するかにつ

いて、協議いたします。

事務局より説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、4項目め、9ページになります。

こちらは、開示決定までの期間を短縮するかどうかということになります。

9ページの左端、条例案のところの第25条を御覧ください。現状の案では、法律をそのままトレースする形で、開示請求があった日から30日以内というふうにしております。

一方、その右隣になりますけれども、現行の市の制度につきましては、波線の部分になりますけれども、当該請求書を受理した日から起算して15日以内となっています。ここで、30日と、表記の仕方としては15日という形になっていますけれども、そこに差異が生じております。

執行部につきましては、現行のサービスの質を維持するために、従来どおり、これは今の書き方は「起算して15日」と書いてありますけれども、新しい法律の書き方にしますと、開示請求があった日からということ、その日を含む含まないで1日の差異が生じまして。執行部としては、開示請求があった日から14日以内とするというふうな予定で聞いております。

他市の状況につきましては、資料2にございますけれども、短縮するか否かについては、1団体が短縮する、それ以外については、未定もございそうですが、短縮しないというような状況でございます。

当市議会では、執行部と同様に、現行水準を維持することとして、開示請求があった日から14日以内と、短縮するか否かというところを一つ御審議いただきたいと思っております。

また、説明としましては、2項は、やむを得ない理由があるときの対応で、条例案では、やむを得ない場合には、30日以内に限り、その期間を延長することができるというような規定になっています。

右を見ていただきますと、5項として、現状としては、60日を限度として延長することができるという形の規定になっております。現行の規定では、最長期間を表示しているのですが、新しい条例案では、延長できる日数の期間を定める立てつけになっています。

したがって、この場合、現行では、やむを得ない場合は60日になっているのですが、今回、例えば期間を14日に短縮した場合については、最長は、14日プラス延長できるMAXが30日ということなので、44日以内というような形に変わるということで、そういうふうになります。

それから同様に、26条で、これは10ページになりますけれども。請求があった際の特例の規定なのですが、この条文内に、60日以内にできないときについてはということなのですが。25条でこれを14日と短縮した場合については、ここは最長が44日になりますので、44に置き換わるというようなことになります。

こんなのが補足ですが、審議としましては、30日を14日以内にするかどうかということで御審議いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

改正保護法においては30日以内というふうになっているが、現行の白井市の条例では15日ですが、これ、日にちを含んで現行に合わせるのであれば、14日というふうにするということで、30日か14日、

どちらにするかというようなお話なのですけれども。

御意見を頂きたいと思います。

徳本委員。

○徳本委員 開示請求のあった日から14日以内ということで、今のサービスを維持するほうがいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「賛成」「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、執行部のほうも14日ということで、それに合わせて14日ということで決定したいと思います。

それでは、次に行かせていただきます。

次に、検討項目の(5) 開示請求。

○柴田委員 26条の、44日以内にするかどうかを確認して。

○伊藤委員長 この2項のほうの30日。これ、変えようがないんじゃないの。

執行部のほうは、これ、2項のほうの30日というのは、どういうふうな形になっていますか。それはどうなの。

高山総務課長。

○高山総務課長 条例の起算日を明確に書いているので、15日以内として書いてありますけれども、法律のほうは起算日が書いてございませんので、14日以内ということで、結果、同じになると思います。

30日の延長ルールについては、そのまま法律の適用を受けて、最長で44日間の延長ができるという案にしております。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 ということは、10ページの26条については、条例ひな形の議会条例案では「60日以内に」となっているけれども、執行部に合わせて「44日以内に」とすれば、整合はとれる。

○伊藤委員長 違う、違う。26条のほうを言っているんです。

○柴田委員 26条のほう。

○伊藤委員長 延長が30日で。

○柴田委員 延長プラス14で、44です。

○伊藤委員長 それで、そういうふうになると思います。14と30の、44ということになります。問題ないですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、14日と30日で44ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは次に、検討項目の（５）開示請求に対する費用について、協議いたします。
事務局より説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、検討項目としての５番、１１ページになります。

こちらでは、開示請求に対する費用、この徴収についてをテーマとしております。

費用については、手数料と、あと、現行ではコピー代などの資料の作成に要する費用ということ
を徴収する形のしつらえになっています。

議長会の条例案につきましては、あくまでも案として、手数料の部分だけの提示ということで、３０
条については、手数料幾らを納めなければならないというような案になっています。

現行の市の制度におきましては、手数料は無料となっております。今後の制度改正においても、手
数料については無料にするというふうには聞いております。

他市の状況につきましては、資料２を見ていただきますと、（５）の上のほうになりますが、手数
料についてはどうするかということなのですが、１市だけ、有料とするということで、あとは、無料
というような案になっています。

議長会の案では入っておりませんが、現行負担いただいているコピー代等の資料作成の費用
の実費についてでございますけれども、これも他市の状況を見ますと、ここについては、有料とする
というところが圧倒的に多くなっています。１か所、無料とするところがあるのですが、これ
は実は、手数料のほうにそれ相応の額が入っているということで聞いておりますので、基本的には、
作成費用については経費にする方向だということで確認できているところでございます。

改めて、今回は新しい条例の中で、手数料と資料の作成費用の取扱いについて審議いただきたいと
思います。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 説明が終わりました。

開示請求に対する費用、手数料とコピー代、両方あるのですけれども、御意見を。

岡田委員。

○岡田委員 他市に合わせて手数料無料、コピー代有料でいいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 同じことですが、手数料は無料。コピー代は、例えばＡ３とＡ４では金額が違っ
たりとか、いろいろありますので、実費で費用負担を求めるといいと思います。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 手数料無料で、コピー代有料ということで、頼みます。

あと、１点ですが、たしか省庁関係、霞が関関係は、資料請求に関しての情報公開は有料に
なっていたかなと思うのですが、それを問い合わせたところ、問合せ量が非常に多いという話があっ
たので、白井市の現状の量から鑑みれば、現行としては無料で、まだ実費としてのコピー代という形
が妥当ではないかと考えました。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、よろしいですか。

コピー代というのは、A4、1枚10円とか規定する必要はあるのですか。実費という、本当に幾らかかっているんだと言われたときに、困るかなという。

平田委員。

○平田委員 資料によっては、カラーコピーをお願いしますと言われる場合もあると思うんですね。そうすると、サイズで幾らとか、何とかで幾らというので、決めてしまわないで実費でということにしておけば。私たち、事務局でコピーしてもらうとき。

○伊藤委員長 あれは実費じゃないです。10円という決めがあるから、その金額でやっているだけで、実費ではないと思いますよ。

局長。

○永井議会事務局長 金額の話なのですけれども、今、現行制度がそういう費用の実費を徴収する形で行っております。

現行の制度も、条例のほうには具体的な金額は書いていないのですが、施行規則のほうで具体的な金額を決めているという形になりますので、同様な形で、今回、新たに策定する条例については、例えば今のような現行の条例に倣った形で、開示請求者の負担とするという言い方にしておいて、金額は規程のほうで定めていくという形になるのかなというふうには考えます。

以上です。

○伊藤委員長 今、局長の説明ありましたが、その説明どおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、手数料は無料、コピー代については請求者の負担とするということで決定させていただきます。

徳本委員。

○徳本委員 今の説明だと、今回のも金額は規程で定めるというふうにおっしゃったのですけれども、それは、今の施行規則と一緒にするという意味ですか。それとも、後で私たちで決めるってことですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 一般的には、執行部の施行規則という言い方になるのですけれども、議会の場合は、どうしても規則という制約があるので、規程ということで。先ほどの50人というのも、規程で定める形になりますので、同じように、これの実費の部分は、例えばA4コピーだったら、こう幾らと、白黒だっいいんじゃないかとか。今の規則持っていないので、どういう決め方をしているか、すみません、つぶさには言えないのですけれども、同様な形で決めるようになると思うので、その規定の決め方については、先ほどちょっとお話しさせていただいたのですけれども、どういうふうに合意形成を図っていくかということは、少し研究させてほしいということで考えております。

以上です。

○徳本委員 じゃ、まだ決まっていないんですね。

○伊藤委員長 このコピー代の有料については、現行に合わせるという。

○永井議会事務局長 そうです。

○伊藤委員長 考え方ですね。今、現行で、情報公開等で請求される金額に合わせるという形で考えているということなのですけども、それでよろしいですか。

徳本委員、大丈夫ですか。

○徳本委員 はい。

伊藤委員長が言ったように、実費ということにするのであれば、今よりも安くできるのかなと思ったので、値段が決まっているのかと聞いたんです。

○伊藤委員長 聞いてないでしょう。

○徳本委員 下がらないで、今と同じというお答えなんですよ。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 最終的には、合意形成の中で決まっていくものだとは思いますが、今、考えられるものとしては、現行の金額をそのままスライドさせていくのが効率的かなというふうには思っています。

ただ、その金額でなければならないのかということ、そこは多分、議論になるんだろうとは思いますが。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 高山課長に伺いますけれども、今の施行規則で決まっている金額をそのまま新しい条例のほうの規則に入れる予定ですか。金額とか見直さず。

○伊藤委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 お答えいたします。今、実際、情報公開条例も無料で行っておりますが、実費で徴収しております。それに合わせて、情報公開条例の施行規則に、複写機でできるコピーについては、A3まで1枚10円という取決めがありますので、基本的には、その料金を継承していこうと考えております。

その定め方については、今現在、検討しておりますけれども、恐らくは、同じように規則を制定して、料金を設定するというを考えております。

○伊藤委員長 それ、確認なのですけども、裏表印刷でも料金は一緒って考え方なんですか。

高山総務課長。

○高山総務課長 取扱いとすると、両面印刷は、実際あまり行われていないと思います。片面印刷で枚数の利用。あと、場合によると、コピーではなくてCDに焼いている、欲しいという方法もあつたりもしますので、その場合は、CDの実費分を頂くということにしております。

○伊藤委員長 ほかに。御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、手数料無料で、コピー代については、現行制度と合わせて規定で設けるということでもよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは次に、検討事項（6）諮問機関（審査会）について、協議します。

事務局より説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、6項目め、12ページになります。

ここの議題としては、先ほど同様、テーマとしては、諮問機関についてになります。

条例案としましては、45条と50条になります。45条につきましては、開示請求に対する決定に対して、審査請求があった際の諮問機関としての審査会。それから、50条については、専門的な知見を聞く場合の諮問機関としての審議会として、それぞれどこに諮問するかということでございます。

執行部のほうとしては、現在の情報公開・個人情報保護審査会に、これらを諮問できる規定にする予定というふうに聞いております。

議長会の案につきましても、市の附属機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを想定した案になっています。

考え方としましては、議長会のQ&Aというのが13ページにあるように、3通り考えられるとされています。一つ目は、議会に個人情報保護審査会を置くパターン。それから、2番目としては、行政機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問するパターン。それから、行政不服審査会に諮問するというものです。

しかしながら、QAにもありますけれども、地方自治法の解釈上、議会に附属機関が設置できないとされていることから、議会に審査会を置くことは難しいかなというふうに捉えています。

それから、3番の行政不服審査会への諮問については、45条の審査請求に関してはなじむかもしれませんが、50条の個人情報保護に係る専門的な知見を聞く諮問については、少しなじまないかなというふうに思われますので、両方が考えられます市の附属機関、今の個人情報保護審査会のほうに諮問する形をとるのが一番効率的かなというふうには考えているところでございます。

他市の状況でございますけれども、一番下段になりますけれども、諮問機関については1か所だけ未定になっていますが、その他は全ての市が、個人情報保護審査会のほうに諮問していくという形で進めていくというふうに回答を頂いているところでございます。

また、市の個人情報保護審査会に諮問するとした場合でございますけれども、議長会の条例の案のように、議会側の条例にそういう、どこどこに諮問するということを明記するということはもちろんなのですが、一方では、受ける側の審査会のほうも、担当事務の中に議会間の諮問というような内容のものを付け加えていただく必要が出てまいりますので、そこは附属機関条例になると思うのですが、そちらのほうの改正をお願いしていくようになるのかなというふうには考えているところでございます。そうなった場合には、恐らく、両方とも3月議会ということになるのかなというふうには、想定はしております。

説明については以上になります。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

御意見のある方。

徳本委員。

○徳本委員 今の事務局案に賛成です。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 問題ないですね。

それでは、議長会の個人情報保護審査会に諮問するということで決定させていただきます。よろしくお願いたしますということで。

あとは、執行部のほうは、こっちの附属機関条例のほうの改正とか、そっちでやっていただけるのですよね。

高山総務課長。

○高山総務課長 個人情報保護法施行条例の提案は、一応、執行部は12月議会を想定しておりまして、併せて附属機関条例のその審査会の規定を改正する予定です。

今回、議会の保護条例の提案は、3月議会と聞いておりますので、3月議会に提案する議会の条例の附則で、その附属機関条例を改正していただくということになると思います。ちょっと技術的などころでもありますので、その際、その方針決定されれば。

○伊藤委員長 そのように対応していただいて。

○高山総務課長 はい。調整をさせていただきたいと思います。

○伊藤委員長 こちら側だけではなくて、受ける側のほうも対応しなければいけないということで、その辺については、また今後、進んでいく中で明らかになっていくと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは次に、検討項目（7）条例で定めることができる過料の上限額が5万円のため、法律による過料の額（10万円）と差が出ることについて、協議したいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、14ページの項目（7）、違反があったときの過料の額についてでございます。

この該当条項については、57条の部分になります。

改正法においては、これは百八十五条になりますけれども、過料は10万円以下となっておりますけれども、地方自治法の規定、これはその下のほうに四角で囲ったところに抜粋して記載してございますけれども、市の条例で定められる過料の上限が5万円とされております。このことについて、執行部のほうと議会とで差が生じることになります。

ただ、地方自治法に基づく内容なので、これはやむを得ないとは思いますが、施行上、おおよそについて諮りたいと思います。

説明は以上になります。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

この地方自治法で上限が5万円というふうになっているから、5万円に。法律では10万円と書いてあるけれども、5万円ということ。

これについて、御意見はございますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 地方自治法で決まっている金額ですので、これはこれでよろしいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。過料の上限額は5万円のため、5万円ということで決定させていただきます。

次に、検討項目（8）現条例にあって、改正法に規定のない「市民の責務」を規定するかについて、協議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、最後の項目になります。

15ページの（8）番になります。こちらについては、条例案と現行条例をぶつけたときに、「市民の責務」というものが、収まりどころがなくてということでございます。

今回、執行部のほうは、この部分については、特に設けない予定というふうには聞いております。

議会につきましては、先ほど来、いろいろと議論させていただきましたけれども、ほぼ議員さんの情報であるため、やはりこの「市民の責務」というのが書いて載せなくても、問題は生じないのかなというふうには思うところでございます。

その可否について、御審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

責務については、議会の情報について市民が責務を負うようなことはないのではないかとというような説明ですが、御意見ございますでしょうか。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 説明のとおり、設けなくて問題はないと思います。

○伊藤委員長 設けたほうがいいという御意見の方、いらっしゃいますか。

○柴田委員 確認をしたいのですけれども、いいですか。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 さっき事務局長が、もし市民が議員の情報の開示請求みたいなのをした場合は、情報公開のほうの手続にのっとることになるとおっしゃったのですよね。ということは、市民がこの条例の中に関わってくるということは、逆にないというふうに考えていいのですか。「ほぼ」というのがちょっと気になったのですけれども。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 原理上では、広義になら市民というのは、確かに議員さんもみんな市民ではあ

るのですけれども、議員さんという立場としての姿勢のほうが強いと思いますので、そういった意味では、個人情報については議員さんに関わるものが。

ただ、完全に全てそうかというところ、単純に個人情報となった場合は、請願だとか陳情だとかというのも、個人情報には違いないというところにはなりますので。そういった意味では、完全に全く関係ないかと言われれば、関係なくはないとは思いますが、また、関係ないということではないとは思いますが。

ただ、それに基づいた開示請求というものは、考えにくい。もともと公開性のある情報ではあるので、それで見れば、この条例を活用した形での手続というのは、考えにくいかなというふうには思っているところです。

以上です。

○伊藤委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 分かりました。では、逆に、市民の責務ではなくて、議員の責務みたいなのは、逆に考えなくて。これ、そのまま「議員は」というふうに置き換えると通じるなと思って、今、読んだのですけれども。そこまでは、ひな形にも書いていないし。

でも、自分たちで決める個人情報の保護条例だから、入れる。現状の市の条例が入っているので、市民も対象になっていて。自分たちが対象とか入れなくていいのかなとちょっと思ったので、そこだけ確認願います。

○伊藤委員長 これ、当たり前なんじゃないの。議員が個人情報。局長。

○永井議会事務局長 少しここの趣旨とは違うのですけれども、三つの例規を比較した表って、お持ちですか。すみません、今回の抜粋した資料には入っていないのですけれども。

新しい条例案の第3条に「議会の責務」というところで。これはどちらかというところ、個人情報をきちんと適正に扱うように、責務を設けているというような内容にはなっているのですけれども。そういったポイントがございますので。さらに、議員の責務というような形で入れるかどうかというのは、もちろん議論いただいて決めていただければとは思いますが。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 今、3条読みましたら、議会の責務もちゃんと入っているのです、これはもう考えなくていいと思います。失礼しました。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この規定については、つけないということで決定させていただきます。責務をつけない。

それでは、一応、検討項目は以上で終了しましたので、次に、資料の3の「白井市議会の個人情報の保護に関する条例」骨子（案）について、協議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 いろいろ議論ありがとうございました。もう少々だけお付き合いをいただきたいと思います。

資料の3をお開きください。

こちらについては、骨子（案）のイメージということで、今日ルールを御審議いただきました結果を反映して、次回、骨子（案）という形でまとめていきたいというふうに思っております。

それに当たりまして、こういうふうなまとめ方でということをして今日できれば御了解いただいて、本日の結果を書き込んだ形で案としたいというふうに考えております。

まず、骨子（案）について御説明させていただきますと、全体で五つの項目から構成しております。1項目めとしては、条例制定の経緯。それから、2項目めとしては、条例制定に当たっての基本的な考え方。それから、3項目めとして、条例の骨子（案）。そして、4番目として、今、審議いただいたように、判断を要するものについて、どうしていくということ。それから、最後に5項目として、スケジュールということを示してございます。

まず、1項目めの条例の制定の経緯につきましては、これは、制度改正があつて、個人情報保護制度が全国統一化が図られることとなりましたけれども、地方議会は、責務は課されているものの、規律の対象から外されているので、個人の権利を保護するために条例制定が必要になったというようなことを作文してございます。この辺は、以前、御提示させていただいた議長会等々の資料から抜粋して記載をしております。

それから、2項目めになりますけれども、2項目めは、条例制定に当たっての基本的な考え方について、8月25日に承認いただいた内容について、かいつまんで抜粋して入れてございます。三つの視点ということで、法改正の趣旨にのっとりですとか、現制度との整合性を図る、白井市としての統一性を持たせるといふようなことを視点として進めてきたといふようなことでございます。

2ページ目になります、ここに、条例の骨子（案）ということでございます。

御覧のとおり、五十何条の条文をだらだら書いても何だか分からないというところでもありますので、条例案などがこういう形で骨子（案）という形式で意見を問いかけていくという形が割とスタンダードでございます。ということで、まとめさせていただきました。

こちらについても、9月13日の資料から抜粋したものにりますが、まずは、法律と条例の少し対比のような体系。それから、章立てで、全部で6章立てで、それぞれの章にはこういうことを定めていくということ、かいつまんで概要として入れさせていただいております。これは基本的には、法律をトレースしているというイメージを持っていただければという内容になっています。

それから、4番目としましては、判断を要するものということで、改正法と現行の制度との比較によって、差異があつたものについて、どうしていくということで、今日、9項目やっていただきましたけれども、その中から、主なものを少しかいつまんで、この中に方向性として記載していきたいというふうに考えています。

記載のイメージとしましては、コメント6という吹き出しが出ているところが、これ、一つサンプル

ルとして入れたので、最初からこれを重要かと決めていたという意味はないです。例示は分かりやすく例として、こういうふうにサンプル入れさせていただいたのですけれども、こういうような形で、法律では30日以内になっているけれども、現行制度と水準を合わせることで、14日としますというようなことを記載しております。

ほかの項目も、一応いろいろ決定いただいた内容に沿った形で差し替えていきたいというふうに思っています。

最後は、スケジュールとして、スケジュールについては、本当に概略の部分だけ載せております。この骨子（案）については、パブリックコメント用の資料ということになりますので、パブリックコメントのところだけ少し強調して書いてございますけれども、3月議会への提出、4月からの条例施行というようなことで、まとめさせていただいております。

以上、骨子（案）としてはこういう体裁で進めたいなというふうに考えておりますけれども、御意見等いただければと思います。よろしくお願いします。

○伊藤委員長 説明が終わりましたが、骨子（案）について、何か御意見がある方。

平田委員。

○平田委員 三つの視点で、どこがどういうふうに変ったかということが非常に分かりやすく整えられているので、これでとてもいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 今日の協議をもって、この骨子（案）を事務方のほうで作成していただきます。

これをまた今度、議会運営委員会で承認をし、議会に全協で説明になるというような段取りになるということでよろしいですか。

○永井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 それでは、次の議会運営委員会の日程をここで決めてしまったほうが、スムーズになると思うので。

持っていない。予定表を持っていない。一応、案としては17日で。平田委員。

○平田委員 議会だよりの編集会議が1時半からあるので、できれば午前中にやっていただけたら、ありがたいです。議会だよりのメンバー、3人ぐらいいます。

○伊藤委員長 それでは、1回閉めてから日程調整に入りたいと思います。

骨子（案）については、大丈夫だということによろしい。

徳本委員。

○徳本委員 骨子（案）についてなのですけれども、今日、出していただいた資料の1のように分かりやすい言葉にしていいただければ。「サービスを維持するために重要化した」とか、「不透明になる可能性があるから、これは維持した」とか、重視しているところが市民に分かりやすいような表記にしてもらえたら、ありがたいです。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 なるべく分かりやすいような形で、案のほう作成させていただきたいと思えます。

○徳本委員 お願いします。

○伊藤委員長 それでは、骨子（案）については、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題1の個人情報保護に関する条例については、これで終了といたします。

議題2、その他についてを議題とします。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議長のほうから何かございますか。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局からは。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年11月28日

議会運営委員長 伊藤 仁